

NPO法人チャイルドラインおかやま 設立趣旨書

1. 趣旨

わが国は1994年に、子どもは権利を有する主体であると明記した「国連子どもの権利条約」を批准しました。大きく分けて「生きる権利」「成長する権利」「守られる権利」「参加する権利」があり、子どもに関係のあることを行う時には子どもの最善の利益を考慮しなければならないと明記されています。

しかし、ユニセフの調査によると、日本では「寂しさ」を抱えて暮らしている子どもが30%で、世界ワースト1位です。寂しさを抱えた子どもの70%が「自分は厄介者」と感じているという結果です。また、小学校4年から中学3年までの6年間に、約40%前後の子どもがいじめの被害・加害共に6回以上経験しているという調査結果もあります。児童相談所への虐待通告件数は2015年には10万件を超え、現在も上昇し続けています。長期の休み明けには自ら命を絶つ子どもが増え続けています。日本の子どもたちは、安全が守られ、安心してゆっくり学び、育つ権利が保障されていない状態が続いているといえます。

こうした状況を踏まえ、まず、子どもたちの心を支えることが必要だと考えた私たちは、2001年に、岡山県内すべての子どもに届く活動を目指していた特定非営利活動法人子ども劇場岡山県センターの事業の一つとして、子ども専用電話、チャイルドラインおかやまを開設しました。

「名前は言わなくていい」「秘密は守る」「どんなことでも一緒に考える」「いやだと思ったらあなたの方から切ってよい」「あなたが主演」と呼びかけ、子どもが語る言葉の奥にある気持ちを捉え、心を支える活動を16年間続けてきました。その中で、子どもは気持ちを支えてもらえると、自ら解決策を見出していく力を持っていることを、電話を通して何度も経験してきました。

そうした経験を16年間重ねてきた中で、聴いた子どもたちの声を社会化し、子どもが育つ環境を整えていくことの必要性を強く感じるようになりました。そこで、特定非営利活動法人子ども劇場岡山県センターの事業の一つではなく、チャイルドラインの活動を進める団体として、社会的な役割を果たしたいと考えるに至りました。

私たちは、今後も多くの人々の協力を得、多くの人々と連携して、子どもたちが主体となる社会を作っていくために、NPO法人チャイルドラインおかやまを設立します。

2. 経過

- 2001年5月 チャイルドラインおかやま開設
- 2002年5月 チャイルドラインおかやま常設化
- 2009年5月 チャイルドラインおかやまフリーダイヤル化
- 2016年 チャイルドラインおかやまの法人化の検討を始める
- 2017年4月 チャイルドラインおかやまの法人化を決定、準備を始める
- 7月 NPO法人チャイルドラインおかやま設立総会

NPO法人チャイルドラインおかやま

岡山県岡山市

設立代表者 西崎 宏美